

「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン(案)」に対する県民意見募集に寄せられたご意見と県の考え方

資料2

意見募集期間: 令和2年12月25日(金)から令和3年1月23日(土)までの間
 意見人数及び件数: 3人、13件

岐阜県健康福祉部障害福祉課

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
1	p71 第4章 分野別施策 II 社会参加と自立を進める支援の充実 1 教育の充実 (2)障がいのある児童生徒のニーズへの対応 【今後の取組み】⑬	<p>【意見】 <u>県立学校で学ぶ聴覚障がいに関わる合理的配慮を必要とする児童生徒に対し、コミュニケーション力の伸長や学習内容の習得を目的として、音声認識ソフトを活用した学習支援を行います。</u></p> <p>「県立学校(聾学校?)で学ぶ」児童生徒だけでなく、聾学校や難聴通級、通常学級で文字情報の支援を必要とする児童生徒のために、音声認識アプリUDトークのアプリ導入プログラム(無料)を県の教育委員会で導入し活用してください。</p> <p>【理由】 ・事前の単語登録や誤変換修正により、精度の高い文字情報を得ることができる。 ・タブレットやスマホで簡単に操作できるため、児童生徒自身が将来の進学先や就職先でも文字情報支援を受ける際のノウハウを継続的に蓄積していくことができる。</p>	<p>県教育委員会では、県立の高等学校や岐阜聾学校を含む特別支援学校で学ぶ聴覚障がいのある児童生徒について、障がいの状況に応じた学習における合理的配慮として、今年度から音声認識ソフトを活用していることから、ご意見を踏まえ、「今後の取組み」を修正いたします。</p> <p>小中学校については、設置する市町村において対応することとなっていることから、市町村に対する支援として、音声認識ソフトの導入や活用に関する情報提供等を行います。</p>
2	p51 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進 【今後の取組み】⑭	<p>【意見】 <u>聴覚障がい者への岐阜県議会の情報を発信するために、本会議のテレビ中継及びインターネット中継(ライブ・録画)に手話を導入します。</u></p> <p>下線部に「字幕」を追加していただきたい →手話と字幕を導入します。</p> <p>【理由】 ①手話を使う聴覚障害者は全体の約2割であり、大多数は字幕(文字情報)が必要なため。 ②視覚優位な発達障害者も字幕(文字情報)が必要なため。</p>	<p>聴覚障害者全体のうち、手話が分からない人が約8割いる現状から、本会議のテレビ中継及びインターネット中継(ライブ・録画)に手話と字幕を導入することが望ましいと考えます。</p> <p>インターネットライブ中継(ライブ)への字幕導入について、議会記録として正確な字幕をリアルタイムで表示することが現状では技術的に確立されておらず、正確性に難があります。今後、技術が確立されれば、字幕挿入についても検討してまいります。</p> <p>なお、インターネットライブ中継(録画)への字幕導入について、導入を検討してまいります。</p>
3	p52 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進 【今後の取組み】⑮	<p>【意見】 <u>災害に聴覚障がい者を支援するため、手話通訳者、要約筆者、盲ろう通訳者・介助を派遣する体制やICT機器を活用した遠隔手話通訳の体制を整備します。</u></p> <p>下線部に「文字通訳」を追加していただきたい →遠隔手話通訳及び文字通訳の体制を整備します。</p> <p>【理由】 ①手話を使う聴覚障害者は全体の約2割であり、大多数は字幕(文字情報)が必要なため。 ②視覚優位な発達障害者も字幕(文字情報)が必要なため。</p>	<p>文字通訳の遠隔化については、現時点で具体的必要性やニーズ等を確認できていないため、直ちに対応できる状況ではありませんが、今後当事者等からのお声やニーズを踏まえながら、対応方法を検討してまいります。</p>

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
4	p53 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進【今後の取組み】⑰	【意見】 聴覚障がい者の意思疎通支援において、手話通訳者等の派遣に係る広域調整を行うとともに、 <u>県の窓口業務に係る手話通訳者を設置します。</u> 下線部に「文字通訳者」を追加していただきたい → <u>県の窓口業務に係る手話通訳者及び文字通訳者を設置します。</u> 【理由】 ①手話を使う聴覚障害者は全体の約2割であり、大多数は字幕(文字情報)が必要なため。 ②視覚優位な発達障害者も字幕(文字情報)が必要なため。	県の窓口業務に係る聴覚障がいのある方との意思疎通支援については、聴覚障害者情報センターに手話通訳者を配置して、手話による対応ができる体制をとっておりますが、文字通訳については、意思疎通支援ツールである筆談ボード等の活用により、対応する体制を取っております。また、文字通訳者の常設については、ニーズや必要性等を踏まえた上で検討してまいります。
5	p51 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進【今後の取組み】⑱	【意見】 「手話通訳および字幕を付けた動画の県のホームページへの掲載」あるいは、「県のホームページに動画を掲載する際には手話通訳および字幕をつける」への変更を求めます。 【理由】 聴覚障害者全体のうち、手話が分からない人が約8割であり、障害認定の基準に満たない軽度難聴者を含めると、字幕がなければ情報が正確に十分伝わらない人が圧倒的多数だからです。 手話をいくらか知っている人でも、手話で理解できない部分を文字に頼っています。また、高齢社会においては、加齢性難聴により音声の聞き取りに困難を感じている県民が増えています。	いただいたご意見を踏まえ、「今後の取組み」を修正いたします。掲載する動画には、手話通訳に加えて、字幕や発言録などの文字情報を提供するなど、引き続き、聴覚障がいの方へ情報をお伝えする手段の確保に努めてまいります。
6	p51 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進【今後の取組み】⑲	【意見】 「手話及び字幕を導入」への変更を求めます。 【理由】 聴覚障害者全体のうち、手話が分からない人が約8割であり、障害認定の基準に満たない軽度難聴者を含めると、字幕がなければ情報が正確に十分伝わらない人が圧倒的多数だからです。手話をいくらか知っている人でも、手話で理解できない部分を文字に頼っています。また、高齢社会においては、加齢性難聴により音声の聞き取りに困難を感じている県民が増えています。 現在は、音声認識システムの活用により、一般人でも安価で容易に字幕の作成が可能になっています。県内で実用している団体と協働するなどし、実現していただくことを求めます。	聴覚障害者全体のうち、手話が分からない人が約8割いる現状から、本会議のテレビ中継及びインターネット中継(ライブ・録画)に手話と字幕を導入することが望ましいと考えます。 インターネットライブ中継(ライブ)への字幕導入について、議会記録として正確な字幕をリアルタイムで表示することが現状では技術的に確立されておらず、正確性に難があります。今後、技術が確立されれば、字幕挿入についても検討してまいります。 なお、インターネットライブ中継(録画)への字幕導入について、導入を検討してまいります。
7	p53 第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進【今後の取組み】⑳	【意見】 「手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の養成、確保および技術向上の強化を図る」への変更を求めます。 【理由】 県内全体で要約筆記者が不足していること、地区や個人による技術差がかなりあることにより、十分な情報保障が得られない場合があります。	県内の要約筆記者の不足や、地区や個人による技術差の解消が重要であることから、いただいたご意見を踏まえ、「今後の取組み」を修正いたします。

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
8	<p>第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進【今後の取組み】²⁵⁾</p>	<p>【意見】 「手話を含む多様なコミュニケーション手段及び聴覚障がいに関するアウトリーチ事業」等、聴覚障がいのコミュニケーション方法が手話のみではないことが分かるような表現への変更を求めます。聴覚障がい者には手話を知らない人が多数います。正しい理解を広めていただくようお願いします。</p> <p>【理由】 聴覚障害者の大半は手話を知らないにもかかわらず、「聴覚障害者＝手話」という誤ったイメージが広まっており、様々な場面で障壁について理解されず、必要な配慮が得られないなど、対応に苦慮することがあるためです。</p>	<p>聴覚障がいに関するアウトリーチに事業については、手話だけでなく、要約筆記についても、普及啓発の内容に含めて実施していることから、いただいたご意見を踏まえ、「今後の取組み」を修正いたします。</p>
9	<p>第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進【今後の取組み】²⁶⁾</p>	<p>【意見】 手話を学ぶことはもちろん大切なことですが、聴覚障害者全体のうち手話ができる人は少数であり、音声言語と他の方法の併用など、一人一人最適なコミュニケーション方法が違うこともしっかり伝えてください。聴覚障害者についての正しい理解を広めていただくようお願いします。また、その一環として聴覚障害者当事者が講師として協力することも必要なことだと考えます。</p> <p>【理由】 聴覚障害者の多数は手話を知らないにもかかわらず、「聴覚障害者＝手話」という誤ったイメージが広まっており、様々な場面で障壁について理解されず、必要な配慮が得られないなど、対応に苦慮することがあるためです。</p>	<p>学校の総合的な学習(探究)の時間や「ひびきあいの日」の取組み等を活用して、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深めていくことが重要と考えますので、いただいたご意見を踏まえ、「今後の取組み」を修正いたします。</p>
10	<p>第4章 分野別施策 I 安心して暮らせる社会環境づくり 6 情報環境の整備 (1)岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進【今後の取組み】²⁵⁾</p>	<p>【意見】 「手話通訳、要約筆記およびヒアリンググループ等の意思疎通支援手段の確保を支援します。」のように、残聴力を活用できる聴覚障害者のために、ヒアリンググループ等の補聴補助機器の貸出や情報提供も行っていただくよう求めます。</p> <p>【理由】 中軽度難聴者や人工内耳装用者は、残聴力を生かして話を聞くことを大切にしているため、ヒアリンググループや線音源スピーカー等の補聴補助機器を活用し、より確実に明瞭な音声を届ける環境づくりを支援していただきたいからです。</p>	<p>聴覚障がい者との意思疎通支援を図るため、県機関にはヒアリンググループを貸し出すことで、意思疎通支援を推進しております。事業者による開催については、各事業者により参加者等に配慮した環境づくりに努めていただくよう、出前講座等の実施を通じて意思疎通支援の確保に向けて理解啓発等を行ってまいります。</p>

No.	該当箇所	意見内容(概要)	意見に対する県の考え方
11	p71 第4章 分野別施策 II 社会参加と自立を進める支援の充実 1 教育の充実 (3) 教員の専門性の向上 【今後の取組み】①	【意見】 岐阜地域は岐阜市に聾学校やみやこ園があるので既に実施できているのだろうと思われますが、中濃地域や西濃地域では十分行われているでしょうか？周囲の理解不足に悩んでいる保護者の声を聞きます。すべての地域で同等の研修や支援が行われるよう求めます。	飛騨地域や東濃地域は、聴覚障がいに関する専門的な療育機関や教育機関のある岐阜市から遠距離にあることから、早期からの専門的な支援を受けにくい状況にあります。そのため、飛騨特別支援学校及び恵那特別支援学校を、両地域の聴覚障がい支援の拠点とし、教員研修や保護者相談等を実施できるよう体制を整備してきたところです。 他の地域における聴覚障がい支援については、各地域の特別支援学校が担っており、今後も、聴覚障がいのコア・スクールである岐阜聾学校と連携するなど、地域のニーズに適切に応えられるよう取り組んでまいります。 併せて、今後、聴覚障がい支援の専門性を身に付けた教員の人材育成に努め、他の地域においても聴覚障がいに関する支援体制の充実を図ってまいります。
	p115 第4章 分野別施策 IV 質の高い保健・医療提供体制の整備 2 障がい児者に対する医療と福祉の連携による支援の充実 (6) 難聴児支援の充実 【今後の取組み】③	【理由】 県内どこの地域でも、難聴児と保護者等が安心できる教育環境になることを願っているからです。	
12	p164 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項 (3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	【意見】 新型コロナ感染症の影響で、外出や集合形式の行事の開催が困難になっており、集合形式で団体行事を行うことができません。オンラインで行事を開催する際の要約筆記もこの派遣事業に含めてください。 【理由】 要約筆記団体では、研修等を重ねて既にこれを実施できる状態にありますが、県の派遣事業として認められず、難聴者団体による会議や行事の実施に支障が出ているためです。	現在、県として、遠隔手話サービスについては、コロナ禍により手話通訳者を医療機関へ派遣することが困難な場合に、通訳者が聴覚障害者協会内に設置する専用ブースにおいて対応する体制を整備しております。 今後、ニーズが想定される団体からの依頼に基づく公費派遣(県負担)等におけるオンラインやYouTube配信等による派遣事業の取扱いについては、関係団体とも調整をしながら詳細を検討してまいります。
13	p166 第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項 1 県が行う地域生活支援事業の実施に関する事項 (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	【意見】 現在、この事業による連絡調整を通してパソコン要約筆記を利用する場合、必ず依頼市町村が機材を岐阜市まで取りに行くことが条件だと言われます。そのため、事実上派遣場所が岐阜市から遠方地域の場合は実施不可となっています。機材の運搬に関する課題の改善を進めてください。オンラインにて遠隔で行う要約筆記もこの派遣事業に含めてください。 【理由】 岐阜市から離れた地域においては、難聴者が十分な情報保障が受けられない状況があるためです。	機材使用者及び団体の負担軽減を図るため、新たな貸出用機材の配置等の方策も含めて検討してまいります。 オンラインやYouTube配信等による派遣事業の取扱いについては、関係団体とも調整をしながら詳細を検討してまいります。